

# 社団法人 秋田県歯科技工士会会費細則

(制 定)

第1条 この会費細則は、社団法人秋田県歯科技工士会（以下、「本会」という。）が定める定款第7条における会費の金額を明示するため制定する。

(対象者)

第2条 会費細則の対象者は、定款第5条にいう「正会員」とする。

(会費金額)

第3条 正会員の会費金額は次のとおりとする。

会費	月 額	850円
----	-----	------

(会費の免除)

第4条 正会員のうち次に該当するものの会費を免除する。

- (1) 夫婦で正会員の一方
- (2) 終身会員
- (3) 病気や怪我等で3ヶ月以上入院・通院・自宅療養した場合、申請書類を提出しそれを理事会が承認した正会員

(免除の期間と再申請)

第5条 前条第1項(3)において、免除の期間は半年間とする。

2 前項の期間を経過した場合、再度申請し理事会が承認した場合、免除期間を延長できる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

(施行期日)

この細則は、平成25年3月23日から施行する。